

平成26年第4回

美里町農業委員会定例総会議事録

第4回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成26年4月24日(木)午後1時30分から午後3時25分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(17人)

1番 木村 和男	2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一
4番 三浦 淳子	6番 鈴木 幸博	7番 後藤 幸太郎
8番 遊佐 恭一	9番 齋藤 喜平	10番 菅原 都
12番 久道 雄悦	13番 柳田 政喜	14番 内藤 千鶴子
16番 佐々木 裕一	17番 扇 玄	18番 大崎 幸信
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	
- 4 欠席委員(3名)

5番 伊藤 恵子	11番 佐藤 清	15番 菅原 勝一
----------	----------	-----------
- 5 報告事項
 - 1 使用貸借権の合意解約による通知について
 - 2 利用権の合意解約による通知について
 - 3 平成25年度美里町農業委員会事業報告について
- 6 議事
 - 3月(第3回)総会【追加】
 - 第4号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 4月(第4回)総会
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第4号議案 平成26年度美里町農業委員会事業計画の設定について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 平成26年 4月事業報告について
 2. 平成26年 5月事業予定について
 3. その他

8 農業委員会事務局職員
事務局長 笠原 良隆
事務次長 菊地 和則
主 事 佐々木 仁美

9 会議の概要

事務局

それでは、ことしに入ってから4回目、平成26年度としては初回となります第4回農業委員会総会を開催いたします。

開会に当たりまして、渡邊会長からご挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、議事につきましては渡邊会長をお願いいたしまして、以下進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、これより、第4回美里町農業委員会4月の総会を開きます。

欠席委員は伊藤恵子委員、インフルエンザということです。それから、佐藤清委員はご母堂様の告別式と葬式の準備ということで欠席させていただきたいという連絡が入っております。それから、菅原勝一さんはご親戚の告別式ということで、3名の委員の皆さんに連絡を頂戴しています。

ただいまの出席委員は17名で、農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

3番の議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二方を指名させていただきます。13番柳田政喜委員、14番内藤千鶴子委員のお二方をお願いいたします。

議長

4番の報告事項に入ります。

1番、使用貸借権の合意解約による通知について、2番、利用権の合意解約による通知について、一括して報告させていただきます。

事務局

報告事項1について、議案書に記載のとおり説明を行った。

報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいまの報告事項1番、使用貸借権の合意解約による通知について、2番、利用権の合意解約による通知についての説明がございました。今までのところでわからない点があれば、再度説明をいたさせますが、ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 無しということによろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、報告事項の3番に入ります。
平成25年度美里町農業委員会事業報告について、事務局より説明願います。

事務局 報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございました。
ただいま報告事項3番、平成25年度美里町農業委員会事業報告について説明がございましたが、再度説明を聞きたいというようなところはございますか。

(質問、意見なし)

議長 無しということによろしゅうございますか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、4番報告事項を終わらせていただきます。

議長 5番の議事に入ります。
3月総会追加議事第4号議案を審議する前に、一度休憩をさせていただいて、農政対策委員会、農地対策委員会でも追加説明をさせていただきましたが、再度ここで事務局より経過について説明をいただきます。

議長 休憩いたします。(1:58)

議長 それでは、再開をいたします。(2:02)

議長

5 番議事に入ります。

3 月総会の追加議事ということで、3 月総会の第 4 号議案、農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明願います。

事務局

3 月（第 3 回総会）追加、第 4 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいま事務局より説明いただきましたが、審議に入ります。
ご質問ございますか。

（質問、意見なし）

議長

無しということですが、採決に入ってよろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、第 4 号議案農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり決定いたします。

議長

それでは、4 月総会分議事に入ります。

第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明いただきます。

事務局

第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号の照らし合わせにつきましては、お手元にご覧いただけます農地法第 3 条調書により、全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほどよろしく願います。

また、番号 2 2 と 2 3 につきましては、農地保全委員会で現地調査をしてございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま第1号議案について事務局より説明をいただきましたが、4月15日、保全委員会で現地確認調査を行っております。保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長
18番委員

保全委員会は、今月も扇委員と木村委員、そして私大崎が担当いたしました。

大崎が委員長として、4月15日、渡邊会長、大友職務代理、笠原事務局長、菊地次長の総勢7名により現地調査を行いました。

第1号議案の番号22についてですが、現地は平針地区の遠田橋付近左側左岸に位置しており、青地の農地については現地調査前に作付けされていることを確認しておりますので、白地の畑と田について現地調査いたしました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、きちんと作付けされており許可相当と見てまいりました。

続いて、番号23については、中卒地域、譲受人は昨年新規就農の届け出をしているという方で、畑として作付されており、管理も良好で許可相当と見てまいりました。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、質問、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

無しということですので、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり許可することといたします。

議長 続きまして、第 2 号議案農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明願います。

事務局 第 2 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございました。
それでは、第 2 号議案の審議に入ります。議案番号 2 1 9 番から 2 3 0 番の 1 2 議案を除いて、議案番号 1 8 9 番から 2 1 8 番の 3 0 議案について審議をいたします。
ご意見ありませんか。 1 3 番柳田委員。

1 3 番委員 確認をしてもらいたいと思います。
まず、議案番号 1 9 2 番ですけれども、これはちょっと名前を聞き漏らしまして、譲渡人の方なんですけれども、「 」に点がついているのですけれども、どうなのかというのが 1 点です。
2 点目ですが 1 9 9 番から名前が頻繁に出てきます さんです。こちらの方の右側のほう、認定農業者の方とあっせん台帳登載者と 2 種類ありますが、その違いについてもお聞きしたい。
それと 3 点目ですが、いろいろあるとは思いますが、まず対価ですけれども、参考賃借料を見させていただいて、今回作業労働標準に明記して配付していますけれども、対象者は美里町の農家の方ということだと思うのですけれども、今回も利用権設定が何件かありますけれども、美里町の方で直すか直さないか、それは個人で決めたからいいんですけれども、比較ですが町外の方の利用権に対し、情報がちゃんと行っているのかどうかと。もし美里町の方が利用権設定の手続きをする場合どういうことが必要かということ事務局が説明しているのかどうか、その点ちょっと具体的にお聞きしたいのですけれども。

議長 ただいまの 1 3 番柳田委員の質問について事務局答弁願います。

事務局

まず、最初の質問の議案番号192の譲渡人の方の姓ですが、これは「
」と読みます。但し「
」の「
」という漢字に「
」という字の
右側に点が入っていますが、これで読み方は「
」です。一般に「
」
だけと思われがちですが、戸籍上、点が入っていますので、戸籍に合わせま
した。

あと、2点目の
さんの件ですが、
さんはあっせん台帳登録者でし
た。何カ所か認定農業者となっていた箇所がありますけれども、済みません
が「あっせん台帳登録者」と訂正方お願いします。事務局側のミスでした。

それから3点目の賃借権の件ですが、今回随分ばらつきがあり、なおかつ
町外の方の関係もございますけれども、まず町内の方でも新しい賃借料を適
用したいという方と、従来どおりでいいという方がおりました。それは個人
同士の話し合いですので、これにつきましては話し合いで決まったものを今
回総会に掲載いたしました。

それと町外の方につきましても、美里では4月以降このような金額になり
ましたよと新しい料金表、そして料金表の下のほうにある賃借料の数字をお
見せはしているのですが、やはり金額はばらつきがあります。先ほど
の
さんではありませんが、新しい料金表の1万6,000円をお見せし
てはいるのですが1万5,000円で契約するという方もありますし、あと
は東松島の方ですが1万7,000円で契約するという方もいますし、或い
は従来どおりでいいという方もいます。お互い話し合いで決めていますので、
一応本人たちの意見を尊重した金額で今回総会資料に金額を示しました。

それと、受け付けの際は、美里町は4月以降「料金が変わりましたよ」と
一言、言っております。

議長

よろしいですか、柳田委員。

13番委員

はい、わかりました。

議長

次、3番高橋委員。

3番委員

今、柳田委員も指摘しましたが、今回の総会では間違い箇所が再三ありま
す。それで、会長もこれを提案する前に気をつけて見るようにということ
でお願いをしていたのですが、なかなかそれに目が届いていないよう
です。会長の名前で出すのですから、その辺やっぱり気をつけていろいろ見て

もらって、提出していただきたいと思っています。

議長 今後十分に注意いたします。

議長 休憩します。(2:48)

議長 再開をいたします。(2:50)

事務局より説明があります。

事務局 191番につきましては、14ページの24に さんのありますが、それと同じ数字で訂正方お願いします。貸付地が14ページでは入っていないのですが、これを削除。家族数は3人のままで、労働力数は1とつけ加えてお願いします。

議長 3番高橋委員、よろしいですね。(「はい」の声あり)

そのほか、ご意見ありますか。9番齋藤委員。

9番委員 さんについては女の人の労働力1名ということになりますが、自作地が88アールもあり農業は一人でできるのですか。

議長 事務局、答弁をお願いします。

事務局 さんにつきましては、離農し農地を手放したいという前提で手続に来ております。近い将来、もし可能であれば全部手放したいという意向は持っております。

9番委員 了解しました。

議長 そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議長 なければ採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、議案番号219番から230番の12議案を除いた189番から218番の30議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成でありますので、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案番号219番から230番の12議案の審議をいたしますが、会議規則13条により9番齋藤委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(2:53)

議長 再開をいたします。(2:53)

議長 議案番号219番から230番について審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 無しということでございますので、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、議案番号219番から230番について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり決定いたします。

議長 休憩いたします。(2:54)

議長 再開をいたします。(2 : 5 4)

議長 以上で、第 2 号議案農用地利用集積計画書審議について、全て原案どおり決定といたします。

議長 ここで休憩をとります。
3 時 5 分まで休憩といたします。(2 : 5 5)

議長 再開をいたします。(3 : 0 5)

議長 続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 第 3 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございました。
続きまして、4 月 1 5 日に保全委員会で現地の確認調査をいただいております。結果につきまして、保全委員長より報告いただきます。

保全委員長 1 2 番から 1 7 番まで報告をいたします。
1 8 番委員 1 2 番につきましては、平針地区に位置し、駐車場と物置の設置について申請がありました。農地区分については第 3 種農地であり、許可相当と見てまいりました。
1 3 番は中塚地域に位置し比較的大規模の太陽光ソーラーシステムの設置の申請でした。特に問題は見当たらず、農地区分についても第 3 種農地であり、許可相当と見てまいりました。
1 4 番は北浦地域の北田江に位置しています。物置や資材置き場等にするための申請で特に問題なく、農地区分については第 2 種農地であり許可相当と見てまいりました。
1 5 番は、現地は新妻の神に位置しており以前に一時転用の許可を受けたことのある農地です。一般住宅建築の申請で特に問題なく、第 3 種農地であり許可相当と見てまいりました。
1 6 番については、現地は 1 5 番と隣接した場所で、ここも以前に一時転

用許可を受けたことのある農地です。店舗建築の申請で、特に問題は見当たらず農地区分については第3種農地であり、許可相当と見てまいりました。

17番、現地は牛飼に位置し、一般住宅や駐車場を建築するための申請で、特に問題は見当たらず、農地区分については第3種農地であり許可相当と見てきました。

委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま保全委員会委員長より、現地確認調査の結果について報告をいただきました。

それでは、3号議案について審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。9番齋藤委員。

9番委員

13番の転用面積が4反5畝ですよね。これは農地の面積に対し設置比率の何%ぐらいなのでしょう。というのは、これ全部やるようなものなら、一部だということでは設計がおかしくなってくるよね。というか、例えば設置比率は何%ぐらいの比率になるのか、その辺は設計書等で確認はできますか。

議長

面積が4,534㎡に対して、どのぐらいの面積について太陽光パネルを設置するのかということだと思いますが、事務局、すぐわかりますか。

事務局

はい、わかります。議案番号13のソーラーシステムの設置ですが、設計書上は今回転用を受ける予定の農地全部を目いっぱい使って利用するという事で設計は来てございます。ソーラーパネルがぎしぎしいっぱいというわけではなく、その農地を最大限生かした設計でございます。中には通路もありますし、あと関連する設備も設置になりますけれども、ほぼ100%に近い比率で活用というか利用する計画でございます。

議長

9番齋藤委員。

9番委員

これからこのようなものが増えてくると思うのです。それで、どういうことが心配されてくるかということ、設計書を見たところそのとおりだと思うのね。建てた後見に行って、利用されていない土地が随分あるというようなことじゃ困るんです。環境対策としても余りいいことじゃないからね。だから、

その辺のところを今から注目してもらいたい。仮に実際は設計どおりになっていないとかが今後考えられると思うので、本当に設置するかどうか、それらの追跡調査などを農業委員会として、たまにはするべきだと私は思います。4反5畝は大面積であり相当な規模ですから。収入を増やすとなれば、経費をかけないですということも考えられますので、荒地とならないよう、又あたりの方が迷惑するということが無いよう、よろしくお願いします。

議長

今の関連で、実は県のほうでも実績報告をされております。申し上げます。24年度実績が11件で76,383m²。それで、25年度の実績が71件、119,208m²ということで、相当今、齋藤委員がおっしゃったように面積が急激にふえてきております。

13番柳田委員。

13番委員

休憩入れてもらってもいいですか。

議長

休憩をいたします。(3:16)

議長

再開をいたします。(3:17)

議長

そのほかご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

無しということでございますので、採決に入ってよろしゅうございますか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と原案のとおり意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案平成26年度美里町農業委員会事業計画の設定についてに入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 今、事務局長より26年度の事業計画の設定について説明がございました。農地中間管理機構に関する当初の役割ということなのですが、みやぎ農業振興公社にこの機構が設置されて、詳しい説明は明日、事務局の菊地次長が説明会を受けに行くわけでございますけれども、早いところでは6月から業務を開始するところがあるというふうに聞いております。それで、町長に、町のほうに事務委託がされて、町のほうの判断で恐らくは農業委員会に全面に委任されるだろうという流れになっているので、先ほど局長が話されたように、機構の業務に対し支援していくという、表現的にはそのようにさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、第4号議案平成26年度美里町農業委員会事業計画の設定(案)について、ご意見、ご質問ございませんか。3番高橋委員。

3番委員 意見ではないのですが、この前の農地対策委員会の席で形状変更についての期間設定を、前に、22年度あたりにいただいたものを、農地対策委員会の人には渡したのですが、それでどうして出さなかったんですか。その辺答えてもらいたいと思います。

議長 農地対策委員長からいただいた形状変更の指導要領同じものを農政対策委員会の人たちにも渡してほしいとの意見がありました。農地対策委員会だけでなく、ということだろうと思いますので、総会が終了後も今日中に配付するようにいたします。

事務局 委員長、ちょっといいですか。この前、農地対策委員長が持参した形状変更の指導要領のコピーですが、メモ書きがかなりあるものでした。その後原本もみつかったのですが、今ここに当時の原本がありますが、それを皆さんに渡せばいいと思うのですが。

議長 農地対策委員会の委員の方々は既に、委員長から渡されてお持ちだと思い

ますが、その原本である農業委員会形状変更指導要領というのがございます。これは、本日中に皆様方に配付するようにいたします。

議長 そのほかご意見ございませんか。13番柳田委員。

13番委員 済みません、これは確認なのですが、まず基本方針の左側に英文字の「」がありますよね。この意味がわかりません。ここ「」があるのですが、本年度重点事項に「」があるのかなと思ったので、それだけちょっと確認させてください。

議長 基本方針の前に、「」がないのに「」があると。「」がないのであれば、今それを削除してもよろしいのではないかと、ということだと思しますので、削除してよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、基本方針の前の「」を削除願います。
9番齋藤委員。

9番委員 あしたの会議に、菊地次長が農業委員会代表として農地中間管理機構の会議に出席する際、ぜひ質問してもらいたいことがあります。農地中間管理機構に関する市町村の役割ということで、業務を市町村に委託することになっていますが、農業委員会や農協のような第三者に市町村から再委託できるかどうかということです。再委託が可能か、可能でないのか。例えば、農業委員会は独立した機関ですよ。市町村が受けて、それを農業委員会に委託するということは、本当は好ましいことではない、再委託ということですから。それを国や農政局はどこまで考えて検討しているのか、そこを質問してもらいたいのです。再委託が可能なのか否か、それが一番大事であると思います。この中間管理機構なるものが、我々にはまだまだわからないわけです。そのところが、暗にこれを想定していると、市町村に。その中間管理機構の果たす役割というのが非常に大きな内容を持つとすれば、簡単に農業委員会に再委託はできないはず。そこをよく詰めてもらいたい。これは非常に大きな問題をはらんでいると思います。よろしく願いいたします。

議長 貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。それでは菊地

次長、明日の推進会議で確認してきていただきたいと思います。

事務局

はい、わかりました。貴重な意見ありがとうございました。

議長

そのほかご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第4号議案平成26年度美里町農業委員会事業計画の設定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、第4号議案は承認することといたします。

議長

以上で、議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第4回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成26年4月24日

会 長

署名委員 13番

署名委員 14番